

事業復活支援金の概要

- 新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。なお、給付要件等は、引き続き検討・具体化しており、変更になる可能性があります。

給付対象について

ポイント1	新型コロナウイルス感染症の影響 を受けた事業者が対象となり得る（具体的な影響は概要資料参照）。
ポイント2	2021年11月～2022年3月の いずれかの月の売上高が 、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して 50%以上 又は 30%以上50%未満減少 した事業者

給付額 = 基準期間の売上高 - 対象月の売上高 × 5

基準期間	「2018年11月～2019年3月」 、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」の いずれかの期間 （対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間であること）
対象月	2021年11月～2022年3月のいずれかの月 （基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること）

給付上限額

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高